

「障害を理由とする差別」の相談事例

令和4年11月2日 令和4年度第1回宮城県障害者施策推進協議会

1 差別解消のための体制整備

県では、令和3年3月に策定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機に、差別解消のための体制整備として、令和3年4月から、宮城県障害者差別相談センターを設置し、障害者に対する障害を理由とする差別について、本人やその家族等からの相談を受付・対応している。

2 関係機関と連携した差別解消の取組

県に寄せられた、障害を理由とする差別に関する相談について、施策協と情報共有し、必要に応じて紛争の防止・解決に向けた議論を行っていく方針である。

3 相談事例（①～③）

前回報告（令和3年11月施策協）以降、県に寄せられた、障害を理由とする差別に関する相談については、以下のとおり

【参考】相談件数：令和3年度14件、令和4年度（9月末現在）8件

番号	対応者 相談時期	内容	対応
①	障害者 差別相談 センター 令和4年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の事業所（就労B）を利用している本人（統合失調症の症状がある）が、<u>アパートを借りようと申込をし、電話でのやりとりの際、不動産会社に本人の症状を伝えると、その後、「審査が通らなかった」と連絡があった。</u> ○ 障害者差別と感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人と不動産会社の電話でのやりとりをそばで聞いていて、<u>本人が、精神障害があると言ってから、具体的な生活の様子などについての質問はあったか尋ねると、無かったとのこと。</u> ○ 今回のことを、不動産会社に聴き取りすることができるが、本人の希望を確認してほしいことを相談者に伝えた。

番号	対応者 相談時期	内容	対応
②	障害者 差別相談 センター 令和4年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路には植樹帯があり、タクシーは植樹帯が切れているところに停車していた。 相談者が、タクシーに乗車するため、タクシーのそばまで行くと、植樹帯が切れたところで、酸素ボンベがタクシー運転手から見えるが、酸素ボンベが見えた途端、これまで、『空車』表示にし、ハザードを付けて待っていたタクシーが、『満車』表示に変えて行ってしまった。 ○ これは、障害を理由とする乗車拒否だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ タクシー会社に電話連絡し、代表取締役から、相談の内容について聴き取りを実施。 ○ 以下、聴き取り内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー履歴を確認した結果、そのタクシーは乗客をその場で降ろし、会計処理のためそのまま停車していたが、「予約」を受けたため、その場を出発していた。 ・ ドライバーも酸素ボンベを持っている事は認識していたが、「予約」が入ったので出発したとのこと。 ・ 「予約」が優先になるので、タクシーを利用するときは、流しのタクシーではなく、電話やアプリ等を利用して、予約をしてもらえるといい。 ○ ドライバーさんのその時々状況に応じてだとは思いますが、「予約が入った」ことを、一言、声を掛けてもらえると、誤解が生じないのではないかと感じたことを伝えた。 ○ 相談者へ聴き取りの結果を報告した。

番号	対応者 相談時期	内容	対応
③	県 令和4年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助言（あっせん）申立書を受理 ○ 求める助言（あっせん）の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定管理者に発達障害者や身体障害者に対する理解を深めてほしい。</u> ・ <u>安易に統合失調症による妄想や自殺行為だと誤解をし、110番通報し、強制的に精神科閉鎖病棟へ入院させる処置を行わないでほしい。</u> ○ 対象事案の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の公共施設（以下、公共施設。）を訪れた際に、過呼吸で倒れた。 ・ 近くにいた通りすがりの車の方が助けてくれ、そこに公共施設指定管理者の責任者と、カフェの責任者の女性も心配してきてくれ、落ち着くまで公共施設の椅子で休んだ。 ・ バスの発車時刻になり、バスで帰りますとお礼を伝えると、カフェの女性に右手首を強く掴まれ、アパートまで送って行くから座っているように言われ、右手首を離してくれず、仕方なく椅子に座っていた。 ・ カフェの女性責任者と公共施設指定管理者の責任者の男性の判断で110番通報したようで、警察官4人が来て、経緯を話した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第9条第1項の規定に基づく<u>障害を理由とする差別に関する相談として受付。</u> ○ 当該公共施設に電話連絡し、館長から、聴き取りを実施。 ○ 以下、聴き取り内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者が過呼吸で倒れた、と証言されている事態の際、相談者を心配して駆けつけた女性は、カフェの店員ではなく、カフェに居合わせた客。 →身体への接触については確認出来なかった。 ・ 110番通報したのは、公共施設指定管理者の責任者ではなく、公共施設の副館長。 ・ 相談者が椅子で休み、その後、立ち上がり歩き出したものの、歩道と車道の間でしゃがみ込んでしまい、その場所が、宮城県道沿いであり、交通量も多いことから、体調の優れない相談者の身の安全を確保するため、110番通報した。 ・ その後、到着した警察官に、経緯を説明したところ、相談者の自宅までパトカーで送ってもらうことになった。 <p style="text-align: right;">～次頁つづく～</p>

番号	対応者 相談時期	内容	対応
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者は、なぜ110番通報されたのかよく理解できなかった。 ・ おそらく公共施設指定管理者の責任者の通報内容と警察官のレシーバーの相手の話の内容からして、相談者の話の内容によっては、自殺未遂で強制的に精神科閉鎖病棟に医療保護入院になるようだった。 ・ 結局、相談者の話から強制入院にはならず、パトカーで自宅まで送ってもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に基づき、県民や事業者等に対し、普及啓発や広報活動等による差別解消に向けた取組を今後も推進していく。</u> ・ <u>また、今回の相談内容について、公共施設及び公共施設を所管する自治体担当課とも情報共有する。</u> ○ 以上のことについて、相談者へ回答した。

【参考】障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（抜粋）

(助言又はあっせんの申立て)

第十一条 障害のある人及びその家族その他の関係者は、障害を理由とする差別に関し、事業者による第八条第一項又は第二項に係る事案(以下「対象事案」という。)について、第九条の相談を経ても当該対象事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該対象事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求める旨の申立てをすることができる。

(障害を理由とする差別に関する相談)

第九条 障害のある人及びその家族その他の関係者は、県に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条の規定による障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 県は、前項の相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 相談者に対し、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 当該相談に係る関係者間の必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関等への通知その他当該相談の処理のために必要な事務を行うこと。